

第 1 回

栃木県宇都宮交通圏・県南交通圏・塩那交通圏 合同タクシー特定地域協議会 議事概要

平成 21 年 11 月 6 日 (金)

14:00~16:00

栃木県トラック協会本館 2 階大会議室

- . 協議会設立の手続き
 - ・「宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱」の承認
 - ・「県南交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱」の承認
 - ・「塩那交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱」の承認

 - 栃木県宇都宮交通圏・県南交通圏・塩那交通圏タクシー特定地域協議会設立準備会の栃木運輸支局小矢島首席運輸企画専門官による要綱説明を受け、構成員満場一致により要綱を承認 -

 - ・ 構成員の紹介
 - 小矢島首席運輸企画専門官より、要綱にしたがって構成員を紹介 -

 - ・ 会長選出
 - 構成員の互選により四月朔日栃木運輸支局長を会長に選出 -

 - 協議会の運営に関して必要な事項の協議については、委員に諮ったところ特段の意見なし -

 - . 第 1 回栃木県宇都宮交通圏・県南交通圏・塩那交通圏合同タクシー特定地域協議会
1. 開会

 2. 会長挨拶
 - ・ タクシー事業に関しましては、平成 14 年 2 月以前の参入は免許制であり、需給調整規制が行われており、運賃については、認可制であった。
 - ・ 平成 8 年 12 月に政府の規制改革委員会による需給調整規制廃止等に係る報告、運輸政策審議会の答申を受け、国会審議により道路運送法の改正が行われ、平成 14 年 2 月よりタクシーの需給調整規制が撤廃され、参入は許可制となり、運賃についても、上限認可制となった。

- ・しかしながら、需要が低下する状況下での規制緩和により、新規参入、増車が増加、運賃競争も激化、タクシー1台当たりの売上げも落ち込み、地域によっては、タクシー事業者の収益基盤悪化とそれに伴う運転者の労働条件の悪化、事故件数の増加、サービスの質の低下が発生し、さらには、交通渋滞問題・環境問題の発生等諸問題が発生することとなった。
- ・こうしたことを背景とし、平成20年2月より「タクシー事業を巡る諸問題について」国土交通大臣の諮問機関である交通政策審議会において、13回にわたり鋭意検討が行われ、平成20年12月に、タクシーが地域公共交通機関としての機能を維持・活性化するための対策について答申があった。
- ・そして前通常国会において、侃々諤々の審議の末、与野党の全会一致にて「特定地域におけるタクシー事業の適正化・活性化に関する特別措置法」が成立し、10月1日より施行となり、全国で141の地域が特定地域に指定され、栃木においては、3地域が指定された。
- ・栃木運輸支局といたしましても、タクシー新法の目的である特定地域において、タクシー事業が地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするため、タクシー需要の拡大に向けた取り組み、収益基盤の改善のための取り組みや労働条件の改善のための措置が円滑に図られ、もって、利用者利便の増進に資するよう、精一杯努力して参りたいと考えている。
- ・委員の皆様方におかれましては、宇都宮・塩那・県南の3つの交通圏におけるタクシー事業の適正化・活性化に係る地域計画の策定及び地域計画に定められた目標の達成にお力とお知恵をお借りしたい

3. 事務局長選出

- 会長の指名により久保庭栃木県タクシー協会長を事務局長に選出 -

4. 事務局長挨拶

- ・公共交通といえば、まず鉄道・バスと考えるがタクシーも公共交通のひとつであるが、他の交通機関と比べ影が薄いといえる。
- ・要因として、他の交通機関が大量輸送であるのに比べ、タクシーは個別輸送という特殊性にあることに加え、これまで事業者が地域の方々にタクシーが公共交通という認識を持っていただく努力も足りなかった。
- ・また、平成14年の規制緩和によりタクシー事業が非常に乱れてしまった。このままではタクシー産業が無くなってしまうところまで来てしまっている。
- ・地域に必要なタクシーを無くさない為にも、新たにタクシー特別措置法が施行された。
- ・本日は、市・町の方も出席いただいているが、本法は地方自治体の基本方針に則って実施するというところもあり、この機会を捉えて皆様にご理解いただき、お力・お知恵を貸していただきたい。

5. 議事

- 事務局より議事に従い本協議会の目的、タクシー業界の現況等について（適正と考えられる車両数を含む）、地域計画及びタクシー事業構造改善計画について、資料説明 -

荻原委員【代理】・県タクシー協会の構造改善計画の中にもあったが、乗務員の待遇の改善を図る取り組みをお願いしたい。

- ・また、簡単な観光案内できるドライバーの育成や外国人観光客への対応についても検討していただきたい。
- ・お願いになるが、可能であれば乗務員の方に市内の商店へお客さんを誘導していただきたい。

佐藤(栄)委員 ・割引運賃の審査について、適正な原価に適正な利潤を加えて審査するというところになっているが、ある地域では一社だけが身に余る割引運賃を適用させ一人勝ちというところがある。

- ・については、運賃の割引等の審査においては、明らかな需要の拡大であることを明記しなければならないとしていただきたい。
- ・乗務員の最低賃金の検討も加えていただきたい。
- ・事業者の社会保険のチェックも強化していただきたい。
- ・運賃については、同一地域同一運賃が理想ではあるが最終的には無理かと思う。できれば、より同一地域同一運賃に近いシステムをつくってもらいたい。
- ・以上の内容も会議で検討していただきたい。

事務局 ・運賃については、自動認可運賃枠を割り込むもの（割引運賃も含む）については、今後適正な原価適正な利潤があるのかどうか基準に基づいて対応していく。

・社会保険未加入や最低賃金の問題については、監査等の機会を捉えて適正に行うよう指導していきたい。

小関委員 ・第2回目に地域計画の骨子・素案が示されるとあったが、利用者という立場において問題点・改善案等示していきたいが、それら意見等は第2回目に示せばよいのか、もしくは骨子が出来る前にしめさなければならないのか。

事務局 ・先ほど申し上げたように2回目に事務局で考えるところの骨子・素案を示すことになるので、地域ごとにその（示した）中身を検討していただきたい。今回についても、各々の立場でタクシー事業に関する要望・問題点をご発言いただきたい。

小関委員 ・要望ということで4項目お願いしたい。

1. 乗務員の資質の向上
2. 利用者の（タクシーの）選択の機会の確保。
3. J R 宇都宮駅構内タクシープールへの入構許可車両以外の入構車両の排除（許可車両以外の車両の入構により一般車の交通に支障がある）
4. 現在の需要量に応じた供給量調整・規制

- 神林委員【代理】・乗務員の労働条件について、全産業に比べ労働時間が長いわりには、賃金も平成20年で（他産業に対して）55%と低い水準にあり、年々減少傾向にある。
- ・なかには、最低賃金を割り込む事例も発生しており、労働局としても労働関係法令上問題がないか注視している。
 - ・地域計画の策定にあたっては、地域住民の利便性の確保等々もあるが、労働条件の改善・確保も配慮していただきたい。
 - ・供給過剰の解消ということで減車という話が出ているが、減車ということになると乗務員の雇用の確保も問題になってくる。労働者が不当な解雇等が発生しないようなかたちの配慮もお願いしたい。
 - ・この関係では、昨年3月に労働契約法が施行になり、同法でも社会通念上相当な理由がなければ解雇ができなくなっておりますので、この点も配慮いただきたい。

- 川上委員【代理】・鉄道やバスと違った機動性・柔軟性等、タクシーのもつ特性を活かせる分野の研究もひとつの手段ではないか。
- ・供給が過剰だという意識の他に、需要喚起できるような方策等を考えていく必要もある。
 - ・また、これまで県としても観光という側面で（タクシーに関する）ホスピタリティについての話し合いの場はあったが、公共交通機関としての関わり合いが今まで薄かったと思う。

四月朔日会長 ・需要喚起という側面においても、今後十分に議論していきたい。

- 芳賀委員 ・街づくりの観点から次の点をお願いしたい。
- ・以前からの課題としてJR宇都宮駅前等における違法駐車の問題について、これまで関係機関で街頭指導等を実施されている。この問題については乗務員のマナー等もあるが、構造的な問題もあると思う。今後、このような違法状態を解消していくために、この機会を捉えて様々な意見をいただいて行政としても積極的に関わっていきたい。
 - ・新たな需要喚起として、現在宇都宮市も含めて各地域において地域内交通としてのタクシーの利用が進んでいる。今後も地域内交通としてタクシーの活用を市町の動きを含めて議論していただきたい。

- 保坂委員 ・これからのタクシーについていろいろ議論いただいているが、一番大事なのは事業者がどこまで努力できるかにかかっている。
- ・その中でも、この場において各方面の立場から、また利用される立場から様々な意見・要望を遠慮なくいただき、地域計画に折り込んでいければと考えている。

- 板橋委員 ・タクシー運賃は50年前は100円だった。50年間で7倍しか上がっていない。昭和30年代から7倍しかあがっていないのは他にないと思う。これまで、事業者が安い運賃で努力してきた。今、タクシーに乗る方は、地域のバス路線の廃止等もあって昔のバスに乗るような感覚になっている。何もタクシーにいっぱい乗ってもらいたいというわけではなく、タクシーの性格からして必要がある時に利用される乗り物でありたいと考えている。バスとの違いを認識していただきたい。

- ・タクシーは貸切だから料金がなくて当たり前だと思っているが、事業者からみれば安い運賃である。これでは、いくら稼いでも（乗務員が一月当たり）30万、年間360万円、これが栃木県の現状である。
- ・この協議会において、車を減らし、労働時間が減り、乗務員の給料が今よりも増えるような仕組みを検討していただきたい。
- ・また、公共交通といいながらも乗務員の平均年齢が全国で59歳となっている。どうしてこのような状況になってしまったか、皆様にも考えていただきたい。

川勾委員 ・これから各交通圏にもどって地域計画について議論していかなければならない。しかし、需要喚起策については事業者のみでは手の打ちようがない。

- ・委員の皆様からお知恵を拝借させていただきたい。

神山委員 ・個人タクシーとして、これからどんな協力ができるか、いかにお客さんを増やしていくか提案を行い、今後地域協議会のなかで議論していきたい。

皆藤委員 ・事業者の立場としてお願いをしたい。

- ・地域協議会を離れた場においても、事業者に対して継続して様々なご意見等をいただきたいと考えている。

- ・自治体、観光協会、商工会、組合等、それぞれでいろいろな計画を立てられる際に、県タクシー協会並びに地区協議会に意見等いただければ、真摯に受け止め努力していきたい。

佐藤(栄)委員 ・最近、栃木県内でもタクシー強盗犯が捕まったが、今後さらに類似犯が予想されることから、併せてタクシー強盗対策も協議いただきたい。

四月朔日会長 ・本日は活発なご議論いただき、今後とも宜しくお願ひしたい。

6. 閉会

事務局 ・第2回については地域ごとに開催したい。

- ・宇都宮交通圏については、12月の初旬に開催する予定である。
- ・県南交通圏、塩那交通圏については来年1月中に開催したい。

以上をもちまして、第1回栃木県宇都宮交通圏・県南交通圏・塩那交通圏合同タクシー特定地域協議会を閉会いたします。

【配布資料】

議事次第

委員名簿

配席図

資料1 宇都宮交通圏、県南交通圏及び塩那交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱(案)

資料2 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」制定の背景と協議会の目的

資料3 栃木のタクシー業界の状況

資料4 適正と考えられる車両数の算定について

資料5 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」地域計画

資料6 特定特別監視地域におけるタクシー事業構造改善計画

以上